

次のとおり、条件付一般競争入札をするので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札公告共通事項(建設工事)(以下「共通事項」という。)による。

令和4年10月4日

広島中央環境衛生組合 管理者 高垣 廣徳

- 1 工事名 賀茂環境衛生センター解体工事
- 2 工事場所 東広島市西条町上三永
- 3 工事概要 **【建物概要】**
ごみ処理施設(1・2号炉) : 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階
処理能力150t/日(75t/24h×2炉) 昭和60年竣工
ごみ処理施設(3号炉) : 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階
処理能力150t/日(150t/24h×1炉) 平成13年竣工
し尿処理施設 : 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階
処理能力210kl/日(105kl/24h×2系列)+42kl/日 昭和60年竣工
管理棟 : 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階 平成13年竣工
延床面積 : 11,060.29㎡(ごみ処理施設(1・2・3号炉)、し尿処理施設及び管理棟含む)
【工事内容】
ごみ処理施設(1・2・3号炉)、し尿処理施設、管理棟ほかの解体工事
建物解体に伴う電気、水道、機械設備等の撤去工事
アスベストを含有する外装材等の撤去工事
ダイオキシン類が付着した焼却炉等の撤去工事
- 4 工期 本案件の請負契約は、広島中央環境衛生組合議会の議決を要するものである。
議会議決の日の翌日から令和7年9月30日まで
ただし、令和5年3月までに解体工事に着手すること。
- 5 予定価格 1,988,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 最低制限価格 無し(低入札価格調査制度を適用しない。)
- 7 建設工事の種類 解体工事
- 8 施工の方式 特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)又は単体企業
ただし、特定共同企業体又は単体企業のいずれかでの参加しか認めない。
- 9 特定共同企業体の構成に係る要件
 - (1) 10に掲げる要件を満たす2者(代表者(A群)及び代表者以外の構成員(B群))で構成するものとする。
 - (2) 構成員の出資比率は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
 - (3) 特定共同企業体の結成は、各構成員の自由意思による任意の結成方式とする。
 - (4) いずれの構成員も本件工事において他の特定共同企業体の構成員となることはできない。
 - (5) 施工の方式は、特定共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

10 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

東広島市、竹原市又は大崎上島町のいずれかの令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者として認定されていること、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、それぞれに特記してある場合を除き、上記7の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 特定共同企業体 代表者 (A群)

ア 認定業種 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P)及び完成工事高が記載されている建設工事の種類をいう(以下同じ。)	解体工事		
イ 建設業法第15条の許可(特定建設業許可)の要否	要		
ウ 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※ 営業所とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項で許可を受けた営業所とする(以下同じ。) ※ 主たる営業所とは、建設業許可申請書別表又は別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする(以下同じ。) ※ 本店とは、登記されている本店とする(以下同じ。)	広島県内に営業所を有する者		
エ 総合評定値(P) ※ 総合評定値(P)とは、公告日から1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書であって最新のものに記載されている当該建設工事の種類総合評定値(P)をいう(以下同じ。)	総合評定値(P)	解体工事	900点以上
オ 同種工事の元請施工実績 ※ 必ず「共通事項4」の基準等を満たすこと(以下同じ。)	平成24年度から公告日までの間に、処理能力が1日あたり100t以上のダイオキシン類除却工事を伴う一般廃棄物焼却処理施設(地方公共団体が設置した施設に限る。)の解体工事(改修工事等を除く。)を元請人又は特定共同企業体の代表者として施工した実績を有する者		
カ 技術者 ※ 必ず「共通事項4」の基準等を満たすこと(以下同じ。)	次のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置できる者 (ア) 該当工事に係る監理技術者の資格を有する者 (イ) 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

(2) 特定共同企業体 代表者以外の構成員 (B群)

ア 認定業種	解体工事		
イ 建設業法第15条の許可(特定建設業許可)の要否	要		
ウ 建設業の許可を受けている営業所所在地等	広島県内に営業所を有する者		
エ 総合評定値(P)	総合評定値(P)	解体工事	750点以上
オ 同種工事の元請施工実績	問わないものとする。		
カ 技術者	次のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置できる者 (ア) 該当工事に係る監理技術者の資格を有する者 (イ) 代表者以外の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

(3) 単体企業

ア 認定業種	解体工事		
イ 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	要		
ウ 建設業の許可を受けている営業所所在地等	広島県内に営業所を有する者		
エ 総合評定値（P）	総合評定値（P）	解体工事	900点以上
オ 同種工事の元請施工実績	平成24年度から公告日までの間に、処理能力が1日あたり100t以上のダイオキシン類除却工事を伴う一般廃棄物焼却処理施設（地方公共団体が設置した施設に限る。）の解体工事（改修工事等を除く。）を元請人又は特定共同企業体の代表者として施工した実績を有する者		
カ 技術者	次のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置できる者 (ア) 該当工事に係る監理技術者の資格を有する者 (イ) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者		

1.1 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「設計施工一括発注工事対象請負契約約款」及び「特約事項」（広島中央環境衛生組合ホームページ掲載のもの）
- (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (3) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。

令和4年度	支払限度額	請負代金額（税込み）の0.45%	（出来高予定額	請負代金額（税込み）の0.45%
令和5年度	支払限度額	請負代金額（税込み）の25%	（出来高予定額	請負代金額（税込み）の25%
令和6年度	支払限度額	請負代金額（税込み）の72%	（出来高予定額	請負代金額（税込み）の72%
令和7年度	支払限度額	支払限度額	残額（出来高予定額	残額）
- (4) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。

令和4年度	1回
令和5年度	1回
令和6年度	1回
令和7年度	1回
- (5) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

1.2 入札参加及び提出資料

(1) 入札参加

本案件入札は、紙入札にて行う。

(2) 資格要件確認資料（事後審査）

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を速やかに提出すること。

提出資料	詳細	特定共同企業体代表者	特定共同企業体代表者以外の構成員	単体企業
(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	開札日の前日から1年7か月前以降の日を審査基準日とするもの	○	○	○
(2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料	様式6（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること）	○	○ ※施工実績を除く。	○
(3) 会社の実績を確認するための資料	次のいずれか1つ以上 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、10(1)オ及び10(3)オに規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。	○	—	○
(4) 技術者の資格を確認するための資料	次のいずれか1つ以上 ア 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。 イ 「技術者合格証明書の写し」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険証等）の写し」 ※解体工事業に係る技術者の資格として、上記のほかに実務経験が必要とされている場合には、実務経歴書を提出すること。	○	○	○
(5) 技術者の経験を確認するための資料	必要なし	—	—	—
(6) 誓約書	様式7（原則、添付ファイルはWord形式で提出すること）	○	○	○
(7) 建設業許可申請書別紙二の写し	営業所一覧表の写し	○	○	○
(8) 経營業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料	①経營業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号） ②専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の写し	○	○	○
(9) 市町納税証明書（原本）	東広島市、竹原市又は大崎上島町のいずれかに納税義務を有する者のみ提出。 なお、提出日前3か月以内に発行されたものとする。	○	○	○
(10) 令和3・4年度建設工事競争入札参加資格認定通知書の写し	東広島市、竹原市又は大崎上島町のいずれかの令和3・4年度建設工事競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。	○	○	○

※○印のある者は該当書類を提出すること。(6)については特定共同企業体で1部作成し提出すること。

1.3 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和4年10月4日	広島中央環境衛生組合ホームページ及び広島中央環境衛生組合掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和4年10月4日～ 令和4年11月7日	広島中央環境衛生組合ホームページに一部を掲載する。その他の設計図書は貸出または閲覧とする。貸出による場合は設計図書借用書（様式1）により請求し、閲覧による場合は設計図書閲覧申込書（様式2）により申込みを行うこと。貸出す設計図書は閲覧可能な設計図書の一部である。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
現 場 確 認 申 込 期 間	令和4年10月 4日～ 令和4年10月11日	現場確認申込書（様式3）により申込みを行うこと。現場確認の日程の決定は先着順とする。
現 場 確 認 期 間	令和4年10月 4日～ 令和4年10月17日	
質 問 書 提 出 期 間	令和4年10月 4日～ 令和4年10月18日	質問書（広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第2号）により施設1課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。なお、特定共同企業体においては、質問書の提出は代表者が行うこととし、特定共同企業体名の名称の記載に加え代表者の記名、押印があれば良いこととするが、特定共同企業体が結成できていない場合に限り、個別に質問書を提出しても良いこととする。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和4年10月25日～ 令和4年11月 7日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 及 び 開 札 日 時	令和4年11月8日 午前10時00分	広島中央エコパーク管理棟3階会議室（東広島市西条町上三永10759番地2）にて行う。 ※入札書（広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第1号）へ記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とすること。 ※契約締結等の権限を営業所等に委任する者は委任状（様式4）を提出すること。 ※入札書の提出に合わせて使用印鑑届（様式5）を提出すること。実印を使用印とする者も実印を押して提出すること。 ※入札書の提出は代表者（契約締結等の権限の委任がある場合は、当該受任者を含む。以下同じ。）が行うこととし、代表者の記名、押印をすること。特定共同企業体においては特定共同企業体名の名称の記載を加えること。 ※入札書は封緘するものとし、封筒に工事名、単体企業名又は特定共同企業体名、代表者名を記入のうえ、代表者印により封印されたものとする。 ※代表者が入札に参加できない場合は、代理人は、代表者が記名、押印した委任状を提出すること。 ※入札金額の積算内訳書（広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第4号）は、代表者が記名、押印（2枚以上となる場合は割印）したものとする。特定共同企業体においては特定共同企業体名の名称の記載を加えること。 ※積算内訳書は封緘するものとし、封筒に工事名、単体企業名又は特定共同企業体名、代表者名を記入のうえ、代表者印により封印されたものとする。 ※特定共同企業体において、入札時に各構成員が記名・押印した特定共同企業体協定書（任意様式）の写しを提出すること。 ※落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施し、若い番号を引いた者を落札候補者とする。
事 後 審 査 書 類 提 出 期 間	落札候補者決定の翌日から起算して3日以内	開札により落札候補者となった者は、広島中央環境組合の指定する日時までに、資格要件確認資料(1)から(10)の書類を持参して提出すること。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	FAX等にて落札者決定通知を行う。

1 4 契約締結に関する事項

- (1) 本工事に係る工事請負契約は広島中央環境衛生組合議会の議決を有するものであるので、落札決定後、仮契約を締結し、組合議会の議決を経て本契約とするものとする。
- (2) 開札の日から組合議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者である特定共同企業体の構成員の全員若しくは一部の者又は単体企業である者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者とししない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。

ア 共通公告 1 (1) (2) (3) に掲げる事項

イ 手形交換所による取引停止処分を受けているもの又は手形小切手の不渡りを出した者

ウ 東広島市、竹原市又は大崎上島町の指名除外措置を受けている者

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 8 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者

1 5 問合せ先

広島中央環境衛生組合 施設 1 課 （東広島市西条町上三永 1 0 7 5 9 番地 2 電話：082-426-0820 FAX：082-426-0674）